

第9回 第十次東大和市男女共同参画推進審議会

日 時	令和6年11月21日（木曜日）午後7時～8時30分
場 所	中央公民館視聴覚室
出席委員	渡瀬委員、佐近委員、 島津委員、高木委員、濱田（綾）委員、濱田（裕）委員、水落委員 西委員、太田委員
欠席委員	古賀委員、内田委員、青山委員、鈴木委員、
事務局	市民環境部長、地域振興課長、人権・共同参画係
会議の種別	公開
傍聴者数	0名
会議次第	別紙のとおり

1 審議事項

第三次東大和市男女共同参画推進計画令和5年度年次報告書（推進状況調査報告書）の答申について

2 その他

次回審議会（第10回）の開催予定日

日時：令和6年12月19日（木）午後7時～

配付資料（事前配布）

- ・【資料1】第三次東大和市男女共同参画推進計画令和5年度年次報告書について（答申修正案）
- ・【資料2】答申案新旧対照表
- ・【資料3】「審議会等の女性委員の比率」についての過去5年間の答申内容
- ・【参考資料】「キャリア・パスポート」に関する参考資料

「はじめに」～「目標1 ともに個性と能力を発揮できる社会の実現」について

副会長：それでは、時間になりましたので、始めさせていただきたいと思います。事務局からまず資料の方をよろしくお願いいたします。

事務局：本日、机の上に配布させていただいた資料、まず次第と資料1、答申案、修正案ですね。そちらと、あと資料2で、前回の最初にお配りした答申案と今回お配りしている修正の答申案の新旧対照表。続いて、資料3、過去5年間分の答申。審議会での女性比率について集めたものがA4サイズのもので1枚。あとですね、A3の用紙なんですけど、前回、キャリアパスポートって何ですかって質問があったので、ちょっと簡単な概略ですね。A3サイズのもので3枚ほどの資料になっております。大丈夫でしょうか。
事務局からは以上になります。

1 開会

副会長：はい、ありがとうございます。みなさま、お手元の方はよろしいでしょうか。

それでは、時間になりましたので、ただいまより、第9回 第十次東大和市男女共同参画推進審議会を開催いたします。今日はですね、古賀委員、内田委員、鈴木委員、青山委員の4名の方が欠席ということと、大田委員が15分ほど遅れて来られてくるという連絡を受けています。

本日の審議会は、東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例第25条2項に基づき、本日の出席委員が9人で、委員の過半数が出席していることから会議が成立しております。

あと、本会議の傍聴人の方の申し出はございまでしたので、報告します。

2 審議事項

副会長：それでは、審議に移りたいと思います。本日の審議は、事前にお送りしています資料1の答申案に対して、みなさまのご意見を全て出していただいて、1月末の市長への答申に向けて、ほぼほぼ意見をまとめていきたいと思います。

資料1と資料2が比較表になりますので、どちらもご覧になりながら、順番に目標1からはじめ、目標2、目標3を進めさせていただきたいと思います。

今日がほぼ議論の最終ということになっております。よろしくご協力をお願いします。

前回の会からみなさま方にさらにご意見がある方からいただいて、それと前回ご欠席した方からも一部意見をいただいて、それも反映した形で、事務局が今日の資料にしてくださっていますので、そのポイントを中心に進めていただければと思います。

それでは、事務局からお願いします。

事務局：前回の審議会でのご意見を踏まえ修正いたしました、資料1「答申（修正案）」と資料「答申（案）新旧対照表」を事前配布させていただき、本日は机上配布もさせていただいております。

では、資料1を御覧いただきながら、説明をさせていただきます。1ページ目を御覧ください。

まず、目標1の前に新たに「計画全般について」を設けましたので、説明させていただきます

す。

前回の審議会でご審議いただいた際、情報発信については、目標1から3までの全般に関わる内容をご指摘がありましたので、昨年度の年次報告書と同様に「はじめに」の次に「計画全般について」を設け、こちらに内容を盛り込みました。

また文言について、4行目の「産官学で連携し」の箇所ですが、前回の審議会でお示した答申（案）では、目標1の中での情報発信の取組において、「産官学民で連携し」と記載していました。

この「産官学民」について、前回の審議会でも、言葉の定義についてご質問がありました。確認したところ、「産」は民間企業のこと、「官」は自治体等の官公庁、「学」は学校や研究機関で、「民」は地域住民やNPOということでした。

今回、情報を発信する対象が地域住民である「民」となりますので、「民」を外して「産官学で連携し」、地域住民の「民」に対して情報発信を行うということで、文言整理をさせていただきました。

続きまして、2ページ目、「目標1 ともに個性と能力を発揮できる社会の実現」についてです。

第一段落の2行目の「保育施設の待機児童ゼロを達成したことを評価します。」とさせていただきます。最初の答申（案）では「待機児童ゼロを達成しました。」と記載しておりましたが、第三者の立場で表現する必要があるのではないかとのご意見をいただきましたので、文章の表現を変更させていただきました。

第二段落1行目、学童保育所の開設の箇所が抽象的なので具体的にとのご指摘をいただきましたので、「令和6年度に第二小学校内に学童保育所の開設を進めていますが」と変更しました。

続いて第二段落の2行目の後半の文章以降についてです。こども達の放課後の居場所の確保について、学童保育所だけに拘らず、様々な形で放課後の居場所づくりの取組が行われているので、こども達の放課後の居場所の全体的な内容の充実を要望するのがよいのではないかとのご意見がありましたので、そのように文章を変えさせていただきました。

次に第三段落、「家庭内の家事・育児等への参画促進」の文章です。

最初の答申案では男性の家事・育児等への参画促進を強調した表現でしたので、「男女共に家事・育児等への参画促進」ということで、文章の表現を変更しました。

次に第五段落、「介護環境の整備・支援」についてです。最初の答申案では、相談に対応するための「質」の向上についてのみ記載していましたが、相談件数の「量」についても言及すべきではないかとのご意見がありましたので、数多くの相談件数に対応できる体制の整備の要望について、内容を加えました。

最後の第六段落、「働き方改革」から始まる文章です。市の取組である「働き方改革懇談会」、「勤務時間インターバル宣言」、「女性の再就職応援宣言」の詳細を書いたほうがよいのではないかとのご意見をいただきましたので、内容を盛り込みました。

また、市の取組を積極的に民間事業者に情報提供することで、労働環境の改善に対する意識を高めてもらえるようにという内容に変更させていただきました。

最後に、説明した箇所以外で、軽微な文言の修正等もさせていただきました。

事務局からの説明は以上です。

副会長：ありがとうございます。

それでは、目標1までのところで審議に入っていきたいと思います。

まず、前回の審議の時の御意見ですとか、あと、その後の皆さん方からいただいた意見だとか、ちょっとご質問などあれば。

「はじめに」のところは頭の祝詞なんで。

委員：はい。皆さん、1か月という短期間でですね、これだけの資料を作って送ってくださいました。誠にありがとうございました。

皆さんの意見を集約して、まとめてくださって、感謝しております。

で、今、「はじめに」っていうところでございますけれども、改めてこれを読んでみますと、ちょっと文言で、気になったところがございました。下から3行目です。「今後、計画に基づく取り組みの実施において」っていうところがちょっと気になりましたので、ここは、「今後、計画に基づく取り組みに生かしていただき」っていうふうに短くしたらいかかなと。

本当に文言整理で些細なところでございますけれども、ご指摘させていただきました。

副会長：「実施」はいらないんじゃないかと。

委員：はい。

副会長：よろしいですかね。はい、どうぞ。

会長：はい。私もこのところなんですけれども、計画に基づく取組っていうと、この計画に書いてあることのみを指してしまうんじゃないかなと思います。

昨年度、働き方改革懇談会だとか勤務間インターバル宣言は、計画に入っていないことを取り組んでいますので、「計画に基づく」というのを入れないほうが、いいんじゃないかと思えます。

あと、「今後、本答申を」というのがあったほうが、例えばなんて言うんですかね、ちょっと言葉が出て来ないんですが、感じているところです。計画に基づいているものだけに限定せず、幅広くいろんなことに取り組んでもらいたいなという思いがあります。

事務局：よろしいですか。

副会長：はい、お願いします。

事務局：今後、本答申の内容を踏まえ、取組に生かしていただきとか、今ちょっと思いついただけなんですけど、こういう繋ぎとか、そんな感じですかね。

副会長：取組というのが、スポットですけど。

会長：「取組」が次の行にもあるんですね。

副会長：かといって、男女共同参画の推進事業でもないです。

会長：難しいですね。

副会長：そうなんですよね、各部局の事業なんです。会長のおっしゃるのは、計画外のこともやってらっしゃるよね、あるいはそういうことも当然出てきているよね、もう計画策定から5年経っているんで、新たなものもあるよねっていうことで、計画はちょっと馴染まないんじゃない

か。

まだ、全般的に長いよねっていう。

会 長：長いですね。そうです。

副会長：だから、もうちょっとブラッシュアップしたいねってことですよ。

会 長：そうですね。はい。

副会長：ちょっとご支援いただいて、趣旨はそういうことかなと思いますので。

委 員：「この答申を生かしていただき」というのはいかがでしょうか。

副会長：それもいいかもしれませんね。はい。では、「はじめに」はまたやります。

またもう一度読み返してみると、いろいろ気になることも出てくるかもしれません。

それでは計画全般についてということで。今、ご説明があったように、前回はいろいろなところにその情報発信みたいながあるので、時代も相当変わってきていますから、頭のところによって入れていただいたので、内容的にはかなりここに集約されたかなという気はするのですが、特に皆さんご意見等あれば。

ちょっと言っていることが違うんじゃないのも含めて。

委 員：よろしいですか。これを読むと、前にイトーヨーカ堂でやっていたような展示を他の民間のスーパーとかでもやってほしいっていう、割とピンポイントな要望に読めるんですけども、なんとなく、普及啓発のあり方、もっと力を入れてほしいっていう中で、私の中で考えていたことは、やっぱり必要な情報を必要な人に届けてほしいっていうところとかもあって、例えば、本当に必要な人はどこにいるのかみたいなことって、意外とNPOの方とかのほうがよくご存知だったりとかするのかなとか、そういうことも含めてっていうので、まず、この産官学民から民が外れてしまったんですけれども、子供食堂をやっている方とか、そういう方たちとも連携して何か届ける方法を工夫してほしいっていう内容も盛り込んでほしいような気がしました。

あとは、そうですね、いろんなところといろんな提携をしたとか、チラシを置いたっていう取組がたくさんあるんですけども、その効果がいかにほどであったかっていうところを検証することをしたほうがいいんじゃないかって。

多分、最初の時に書いたと思うんですけども、例えば展示をやったらアンケートを取るとかやってらっしゃるのかもしれないんですけども、意外とアンケートを取ってみると、ここが響いたっていうところは、こっちが伝えたいところじゃ全然ないところが響いていたりみたいなことってあるので、どんな年代の方が見たのかとか、そういうアンケートをするとか、チラシを置いたならその減った枚数を確認するとか、そういったことで少しでもどのくらい訴求効果があるのかっていうのを考えながらやってほしいなっていうところもあったので、その辺もちょっと追記していただけるといいなと思います。

委 員：はい、すいません。こちら一文なんですよね。句読点で繋がって、やっぱりこちらも文章長めだなって気がするので、この2行目の「市民サービスの利便性が向上することで」っていうのは、無くても成立するのかな、なんて思ったりもして。実際には前の部分を受けて、こうなんだけどこうなんだよっていうことだと思っただけなんですけど。なので、そこを削除するっていう選択肢があるのかなと思いました。

副会長：他にご意見ございますか。はい、お願いします。

委員：今のと同じような感じになるんですけど、「市民サービスの利便性が向上することで来庁機会が減少すること」っていうのも、そもそも文章として繋がらないような感じがするので。

今の文章が長いっていうこともあるので、削除してもらってもいいのかなっていうのが1つです。

もう一つが、今、委員がおっしゃっていた産官学民の話で、やっぱり「民」は残したいなっていうのが私も同感です。で、私も市民として本当に微力なんですけど、SNSで玉川上水に男女共同参画の宣言碑があるのをご存知ですか。ああいうのをInstagramで流したりとか、あるいは市民の責務とかね、関係してくるところなので。

あと、男女の条例の中にも、この推進計画の中の81ページに男女共同参画の推進に関する条例があると思うんですけど、そこの前文ですかね、「東大和市、市民及び事業者が一体となって男女平等を基本とした男女共同参画社会を実現する」とあるので、やっぱりここは市民も入れるべきなのかなっていうのが一応私の意見です。

副会長：はい。ありがとうございます。他にご意見ありますか。どうぞ。

委員：1行目の「行かない市役所」という表現がちょっと気にはなっているんですけど、「行かない窓口」とかいろいろ自治体で使われている言葉だと思うんですけどね。

答申の文章としてはちょっと違和感があります。「行かない市役所」っていうスローガンみたいな、標語みたいなことを入れないで、普通の文章で書いたほうが私はよろしいかと思うんですけども。

これは入れたほうがいいんですか。

事務局：入れるとすると、「行かない市役所」っていうのが1つの塊言葉というか、「行かない市役所」を始めますっていうような形になるので、入れるとすると、この言葉になってしまうのかなと思います。

ただ、申請のオンライン化や各証明書のコンビニ交付っていうことでも繋がるかなっていうふうに思いますので。

委員：各種証明書のコンビニ交付も、これも市役所に行かなくて済むってことですから、同じことですよね。

事務局：そうですね。

委員：文章として、なんとなく、すっところ入ってこない。意味は十分にわかりましたけどね。もうちょっとこう、普通の文章で。他に多分無いと思うんですよ、そういう表現が。

事務局：ちょっと工夫をさせていただきます。ありがとうございます。

副会長：他にご意見、いかがでしょうか。非常に一文が長いというのがまずあって、言いたいことがちょっとぼやけているということかと思います。

あと、ここは委員がおっしゃったように、その普及啓発の在りかたが、多分従来のようなハードの場所だけ、あるいはいわゆる市役所に出していたものがそうじゃなくなっていたり、その手続きも変わってきている。

もっといろんな手段があるのにうまく使えてるのかっていう、そこをもうちょっと検証して、やっぱりもう時代はそっちですよっていうようなことを言いたっていうことだったん

じゃないかなと思いますので。

いろいろ発信はされているんですけど、それがどこまで届いているのかとか、本当に必要な人についてところがポイントの議論を前回もしたような気がするんですけど、後段のところは、それぞれみんないろんな発信をしているよっていうことを言っていたので、ここにまとめようねっていうことなので、ちょっとそこは工夫をいただければ。

やっぱり今までのやり方と変わってきているところがどうなのっていう、確かにヨーカ堂は良かったよねっていうのはあるのかもしれないんですけど。

委員：すいません。はい。

最近ちょっと欠席が続いていて、議論の流れが全くわかっていないんですけど、これ、ぱっと見ると見た時に、主張が最後の文章、「意識啓発における」から始まり、そういった「市民の目に触れやすい民間施設を活用する」ってというような、オンラインだけじゃなくて、そういった工夫ってのもしていただきねっていうことを訴えてらっしゃるのかなって、ぱっと見た時にこう見えてくるんですけど、その捉えでよろしいんですかね。

ここの本文自体の主張としては、後半のその意識啓発における市の取り組みについて、市公式ホームページや SNS、いわゆる情報のところプラス、今の皆さんがおっしゃっている産官学民で連携してという、実際対面でっていう、その両面でどうぞっていうことをおっしゃりたいっていうことで、皆さん、前回、前々回等々でお話が出たって理解で。

副会長：そうですね。ヨーカ堂だけじゃなくて、やっぱり SNS で発信はされているけれど、本当にそれがどこまでなのかとか、本当に必要な人、まさに委員がおっしゃっていた、必要な人に必要なものが届いているのかとか、あるいは必要な人って誰なのかってわかっているのかみたいなところが、やっぱり対面だけではなくなった時代なので、変わってきているよね。

ただ、やっぱりああいう商業施設での啓蒙みたいなのは、多分他の市町村もやっていたらっしゃるし、それも意味があったよねと。で、今度そのヨーカ堂とかいろいろ変わってきているので、どうなるんだろうっていうご意見も出たと僕は記憶しているんですけど。

なので、多分いろんな選択肢が増えている中で、うまく使っていただきたいってのが皆さんご意見だったと思っているんですけど、よろしいですか。

そういうことで間違っていないですか。

委員：最近、欠席が続いていたので、どんな感じだったのかなっていうのと、ただ、これ、字面でぱっと見ると、その対面の情報発信を大切にしたいっていう積極的情報があって、むしろ最後の文章のメッセージ性が強いような気がして。

副会長：今の案はそうなっていると思います。

委員：なので、そういうことなのかなっていうふうに思って。

副会長：そうだと思います。

委員：ありがとうございました。

副会長：多分、前回、前々回だと、例えば男性の育児みたいなどころで、もっと男性が出席しやすいようにみたいな発信をしてねという、そういうのも結構入ってですね、それはもう全般的に関わることなので、じゃあ頭に戻そうかっていう議論が。

なので、ちょっとここが1番難しいところかもしれませんが、事務局のほうにご確認いただ

きたいと思います。

あとは、産官学民の民は、皆さんの、委員の思いとしては、改めて入れてください。ここまでよろしいですかね。足りないものがあれば。

よろしければ「はじめに」と「計画全般について」はこんな感じでいきたいと思います。

目標1は、「ともに個性と能力を発揮できる社会の実現」についてということで、主には子育て、介護、働き方の変容みたいな支援というところが大きなパートになってございます。

今、事務局からあったように、保育施設の待機児童ゼロについての評価、あと学童保育所についてもう少し膨らませた具体的なやり方、あとは、男性の家事参画という、家事って男女でやるものみたいなところが前回ご意見が出たかと思います。

あとは、市の職員の話が最後にまとめとした形で入れていただいたので、流れは出来ているのかなと思いますが、いろいろ細かいところがあると思いますので、ご意見を頂戴したいと思います。

委員：はい。一番最初の待機児童ゼロの件で、前回までは待機児童ゼロを達成しましたという表現で、今回それを評価しますってしましたね。

で、その中に「待機児童ゼロの達成で満足することなく」と、さらにこうお願いをしているわけであって、これ評価しちゃいけないんじゃないかっていう気がするんですけども。

待機児童ゼロという概念が前回、前々回いろいろあって、それがいいというわけではないという、いろんな表現の違いがあったんですけども、評価してしまうと、そのあとの、達成だけで満足してはいけませんよっていう表現もちょっとなんとなくいいのかなって気がするんで、この前の文章のほうが収まるような気がしますけれど、いかがでしょうか。

委員：これは、読み手の気持ちによっていろんな解釈もできるのかななんて思うんですが、「令和5年度も保育施設の待機児童ゼロを達成しました」っていうと、達成したのは市の施策ですけど、審議会が達成しましたみたいに読み取りもできなくもないのかなっていう気がしまして、ちょっとそここのところで、読み手によって今更変わるのかなっていうことで、実は指摘させていただいたところですよ。

なので、読み手のマインドによっても変わってくるのかもしれないんですけど、ひょっとしたら、「達成しました」っていう、事実として、「達成しましたね」っていうふうな読み取りをされているということなのかなと思って伺ったんですけど、読み方によっては、その行為者が誰かっていうところによって、ちょっと誤解を生むのかなって気もしております。

でも、私が思っているだけかもしれないので、こちらのほうがよろしいのかと思います。

副会長：まさに読み手の受け取り方とか、私がいうのもあれなんですけれど、私の感じとしては、令和5年度の目標、この元々の計画の目標としては、待機児童ゼロは目標にしてきたので、それは1つ、評価としては、計画に基づいて皆さん動いているので、評価をすると。

ただ、もう世の中もそうなっているし、ちゃんと達成したものの、実際には希望の保育施設に入れたいみたいな、この間ご意見がかなり出まして、この実績の数字でいただいたものに出てこないところがあるよねっていうことで、この「しかし」以降の文章に先ほど会長がおっしゃったように、計画よりもさらに、いろんなことをやらなきゃいけないねっていう趣旨で、ここのコーナーがあるので、一旦計画としては実績を達成して、それは評価するけれども、さ

らに進んでほしいねっていうことでは、私自身はこのように評価をしましたと言ってあげてもいいのかなという気はしたんですけど、そこはもうご意見がいろいろあると思うので。

委員：委員のお気持ちを受けると、もう全面的に評価しますというのではなく、一定のとか、ある程度のとか、そういったクッションが入ったほうがいいという感じのかなと思って。

委員：すいません。評価しているんだけど、後半がちょっとニュアンスが強い気がしたんですけど、満足することなくまだまだ行けるみたいなの。

ここのニュアンスを少し柔らかくすればいいのかなという。

一定の評価をしますもその通りですし、しかし、希望する保育施設を利用できない家庭もまだ多くあるんですね。

すいません、ここの議論あまりしっかりできていなくて、希望する保育施設を利用できない家庭が存在することから、さらに子育てがしやすい市政を実現するために、希望する保育施設みたいな感じで、努めてくださいがいいのか。

満足することなくがあるから、ちょっと強く感じるのかなって思った次第です。

副会長：これもご意見いろいろあると思います。ありがとうございます。

委員：この、さらりと、ここですね、評価しますって言葉を暗に、それは評価しているんだけど、さらりと繋げてしまうという技で、「令和5年度も、保育施設の待機児童ゼロを達成しましたが、希望する保育施設を利用できない家庭もあります」と、さらりとそこは流してしまっ、この時の議論っていうのは、やはり0は当たり前で、希望する保育施設になかなか入れない家庭が多いんですよっていう議論はすごくここで活発に行われたのを記憶しておりますので、そこはそういう形でさらりと繋げたらどうかなと思いました。

副会長：ありがとうございます。皆さんの知恵が大切ですので。確かにいろいろ議論があって、子育てを大切にする市としては、もう少し質をっていう話が1歩踏み込んでっていうところでしたので。もっとそういう市があるよねみたいな議論がありました。満足することなくというのは、これはもう人によって強く言うかどうかだと思うので。

委員：個人的には強く言っていていいと最初は思っていたんですけど。そもそも計画に無いことをさらに頑張ってもらいたいという思いが詰まっているっていうことだったら。

要望をきちんと伝えればあまり、強く言わなくてもいいのかなと。

副会長：私はどちらかというと、きつく言ってしまうほうなんですけれど、これまでの経験でいと、計画やったらOKだなと思ってる方がたくさんいらっしゃる。これぐらい言ってもいいと。

そういう意味では、待機児童ゼロを達成しましたがっていう言い方のほうがよろしいですね。

特に変わらないのであれば、あとは満足かどうかちょっと並べてみて、もう一度。あとは、学童保育所のパートとかはいかがですか。随分、かなり具体的な形になりました。

私もこれを存じ上げないことがいっぱいあるので。あとは、家庭内の家事の分担とか、地域の子育て支援みたいなのところも見えるんじゃないか。あと、介護も、質だけではなくて数も。

あとは市の取組ですね。ここは結構、前回もきちっと言っていたことをまとめていただいたかと。

委員：市の取り組みの、この働き方改革懇談会って全国発なんですね。検索したら、全国初らしいです。

あと、この勤務間インターバル宣言、これもさらっと出てたんですけど、これも都内初で、ちょっと所管課に事実確認はしていただきたいんですけど、ネットに掲載されていたので、多分事実だと思うので、だとしたら、もうそれぐらいのことを言っているのかなと思って。せっかくだから都内初とか東大和市ならではの取り組みだと思うので、うまくやっていただければ。

副会長：ちょっとご確認いただいて。

委員：すいません。文言的なことではないんですけど、ここで、かるがもって一時保育をやっていたところがなくなるって話を伺って、この前のタウンミーティングでやったらいいんですけど、このA3の資料のここの1番頭のところの1番下、結構利用者がいるんですよ。で、これがなくなるって結構なことだと思うんですね。

さっきの待機児童ゼロとか、例えば老朽化が原因で閉めるんだとすると、こういうところにそういうのって載せられないのかなと思って。

今、実施状況とか書いていて、何年度には開始予定とか、それによって多分この見方と違って全然変わってくると思うんですよ。代替策を考えるべきとか。

委員：かるがもに代わって何かできるんじゃないかなかったですっけ。

委員：特に決まっていってというような。完全に閉めるという話で。唐突だったので僕もびっくりしたのと、多分今回、市長に意見が出て、多分結構大きい話だと思うんですけど、せめて計画のところ、老朽化が原因だったらもう何年前前からわかっていると思うので、そこまでやっぱり載せていただいたほうが。

これを考える時にもっとこれを進めてねとか書けるけれど、急にその事業が無くなりましたってなると、こちらも困っちゃうなって。

副会長：これって、先週の日曜日に。

委員：はい、奈良橋市民センターで。議事録みたいなのが今回届いて、それで知ったんですけど。

事務局：10月の最後の週に奈良橋市民センターで、ヒトみらいトークっていうのを昔で言うタウンミーティングなんですけれど、いろんな方からご意見をいただいているものになります。

今回、来週から議会が始まるんですけど、議員さんの一般質問とかでもいただいていたりはするんですけども、1つは委員がおっしゃる通り、老朽化があるということと、もう1つは、民間の施設で受け入れの体制が整備されたっていうところで、あと、組織の見直しているところがあって、そういうふうな流れになったっていう話は聞いておりますので、一応、老朽化だけではなくて、他の民間の施設の預かりっていうところが、保育施設、市のほうでも積極的に新たなものを作らせていただいていたたり、泥んこ保育園とかもできたりするので、そちらのほうの受け入れ体制の整備が整ったという部分はあります。

ただ、おっしゃる通り、影響が大きかったっていうのがありますので、前に委員が、かるがもで、おこさんを預けられたと、確かおっしゃっていたので、すごく残念に思っただけの方がいるっていう。

委員：この文言で、評価をするって考えていたので、突然無くなっちゃう事業があるんだとする
と、この答申でそこがもし触れられていたら、意見をこちらでできることだと思うので、事
前に分かってたんだとしたら、それは情報として載せていただけたら、この答申にも盛り込め
たのかなと思ったり、そういう大きい情報が他にも漏れていなければいいんですけど、気にな
ったところです。今回、それは盛り込めないと。

副会長：老朽化だけじゃなくてっていうことでしょうし、総合的な判断なんだと思うんですけど。
だから、そういう施設をきちっと維持してとか、そういうことですね。

委員：そうですね、多分来年も引き続きこういうのを作っていくと思うので、そういう大きい動き
があるものについてはやっぱりちゃんと包み隠さず書いて欲しいっていう、事業が無くなる
とか、学童の新設とかもあったと思うんですけど、そういう情報は載せていただいたほうが、こ
ちらもそれをチェックして意見をかけるので、後で出されても。事後的な意見しか言えないか
ら、そこはちょっとしっかり確認していただきたい。

事務局：おそらくこの調査を行った時には、まだ公にできないような状態だったのかなっていうふう
に。これって主管課に調査をかけて、それをまずまとめ上げて、それに対して答申の意見をい
ただくっていう流れだと思うんですけど、おそらく各課に投げかけさせていただいた時に
は、まだ公にできるような状況ではなかったのかなっていうところがありますので、ちょっと
今回の中にはそこが含まれていなかったっていうところはあるのかもしれないです。

ただ、次回の答申に関してはここでオープンになっているので、委員がおっしゃるところ
は、もし影響が大きいついことが今後わかってくるようであれば、その男女において、
女性の活躍において、ちょっと支障があったんではないかっていうところは盛り込んでいた
いても、よろしいかなっていうふうには思います。

副会長：そういう意味では、この答申、1年前の話をやっているの。

委員：そうですね。

副会長：どうしても時間のずれが。ただ、できるだけタイムリーにね、入れていければって思いま
す。

どうしてもこういうのは、やったっていうのが、どうしてもこういう資料になりがちなの
で。

はい、ありがとうございます。

委員：文言整理で、5段落目ですね。「介護環境の整備・支援については」のところなんですけれ
ども、その2行目の「質の向上に努めるのはもちろんのこと」っていう表現がございます。

で、こういった文章はよくあるんですけども、答申の文書としては「もちろんのこと」っ
ていうのは、あまり見たことないなって思いましたので、「向上に努めるとともに、数多くの
相談件数に対応できるように体制を整えてください」っていうのはいかがでしょうか。

副会長：はい、ありがとうございます。

委員：そもそもなんですけど、この答申っていうのは、これをまとめて市長に出して、市長がこ
れを見ると、で、それで各管理職に伝えて、そこからまた市の職員に話が伝わるとい
う流れでよろしいですか。

事務局：はい、市長が答申を受けて、市長にこういう答申がありましたのでって、その答申に向けて

考えるようにっていうような流れになってきます。

委員：ここじゃないんですけど、妻が別の市の職員で、あんまりこういうの見たことがないということを書いてました。管理職止まりなのか、妻が見ていないだけなのかわからないんですけど、そういう話をちょっとちらっとして、こういうのってちゃんと伝わっているのかなど。

あと、真ん中あたりの、「地域の有効資源を活用する」って、これ、文章としてはいいんですかね、これ。市のホームページにアップするんですか。答申がこういうのになりましたと。

これ、市民が見てわかるんですかね。

あと、真ん中に、「機運を醸成」って、これちょっと僕初めて見たんですけど、こういうの市民が読んでわかる感じですか。

どういうことを言っているのか、ちょっとその前の生産性の高い職場、わかるんですか。

皆さんがわかれば全然いいです。

委員：順番になんですけど、地域の有効資源を活用、私はこれが正しいんだって、ちょっと考えちゃって。で、自己解決して、資源を有効活用じゃなくて、今ある使えるものを活用していきましようみたいなニュアンスなのかなって自己解決したんですけど、引っかけたのは事実です。

私もこれは勉強不足かもしれません。で、生産性の高い職場、これは私も仕事柄かもしれないんですけど、割と一般的かなと思います。

要は、長時間労働ではなくて、もっと効率的にお仕事をしていけるような環境を目指すっていうのは理解ができます。で、この後に創造性の向上っていうのが、急にクリエイティブ感が出てきたので、ここの議論に加わっていなかっただけかもしれないんですが、これはいるのか、どういう意味なのかっていうのがちょっと気になりました。で、最後、機運を醸成してください、答申だとありがちなかなって。これ、前も見たことあるけど、この場で前にこの文言聞いたことがあって。で、これ答申だからっていう意味で、この場で私も知って、だいぶお馴染みになってきましたって感じですよ。

事務局：最後の職員の創造性の向上のところなんですけれど、この取り組みを立ち上げた時の市公式ホームページの文言を引用させていただいたんです。

一応、市のこれを取り入れたことによってこうですっていうのを挙げさせていただいているので、確かにお役所言葉かもしれないです。機運の醸成とか。

副会長：本当にいいかどうかは、我々としてはあまり使わないかもしれません。

もうちょっと平易に皆さんの言葉でもいいと思いますけど、もうそういう時代になってると思います。

委員：学童のところで、ちょっと細かいというか些細なことなんですけれども、学童のこの最後のこどもの居場所の確保っていうところで、いろんな居場所の種類があるっていうのはすごくいいことかなと思うので、多様な居場所、「多様な」って入れていただけるといいかなとは。

そうですね、ちょっとこれも理解度の問題かなと思うんですけど、介護環境のところ、介護環境はこうして、整備支援についてはこうしてくださいっていうのがある。

これが、どういう課題感を受けてのことだったかなっていうのが思い出せなくて。

やっぱり何を問題視していて、だからこうしてほしいっていうふうに言ったほうが、そう

か、じゃあそうしないとなって思っただきやすいのかなって感じがしました。

副会長：前回、質の向上に努めてくださいと載っていたんですね。

事務局：そうです。相談の件数、量に対しても、取り組みの充実、対応の充実をっていうご意見をいただいたので、それで追記した形ではあるんですけども。

副会長：まだまだ件数が、少ないよねっていう話が出た記憶はあるんですけど。

委員：すいません、今の、量のところに関わって、私、質のこともそうなんですけど、量の対応もどこかに入るといいんじゃないですかねってことをお送りしたような気がするんですけど、その介護相談件数が、こちらのA3の資料で見るとたくさん、もう本当にどんどん増えていってるので、業務もこれからもっと増えるだろうから、そういった量のことについても何かあるといいんじゃないでしょうかってことを申し上げたかなって。

多くの増加する相談件数とか、なんかそういう意味。

委員：やれよ、やれよって、すごい、なんでも頑張れって書いてあるような。

副会長：はい、ありがとうございます。

委員：あと、その上の子育て支援体制の充実っていうところで、いろんな人が参加できるように、何かしら手を貸せるようにみたいなことだと思うんですけども、子育て中の家庭を繋げる体制の整備ってあるんですけど、体制の整備というよりは、仕組みとか取組とか、そういう感じなのかなっていう、体制までできないのかなって感じがします。

ちょっとアイデアを出して、こういう風にしたらこういう人たちに力を借りられるんじゃないだろうかという段階かなと思います。

副会長：仕組み作りみたいな。

委員：仕組み作りですかね。

副会長：ちょっと体制の整備っていうと、すごく立派なものを作らねばみたいな感じで。

委員：はい。

副会長：もう少し柔らかくてもいいかもしれない。はい、ありがとうございます。一番目標1が議になるところで、時間も1時間経ってしまったので。ほぼ皆さんご意見よろしゅうございますかね。

事務局はこれからまた悩むところかと思いますが、趣旨はご理解いただければと。

実際に作って繋げると言葉が無くなった、良くなかったねとかいろいろあるかもしれませんが、それはまた次回、最終的にということ。

「目標2 互いの人権を尊重できる環境づくり」について

副会長：それでは、目標2のほうに進めさせていただきたいと思います。

事務局の説明をお願いします。

事務局：それでは、資料1の3ページを御覧ください。

目標2は文章全体の流れに対して御意見をいただきましたので、文章の順番を変更いたしました。文章の流れとしては、最初の段落に暴力防止について、次の第二段落で相談支援体制の充実について、第三段落で配慮が必要な人への支援について、第四段落で、前回の審議会での性の

多様性や性的少数者について、今回の答申（案）では、内容が盛り込まれていなかったため、答申に盛り込む必要があるのではないかとの御意見をいただきましたので、盛り込みました。

最後の段落では、市の職員研修を活用した意識啓発の取組という文章の流れに変更いたしました。

次に、段落ごとの変更点をご説明いたします。第一段落の「男女間における暴力の防止」についてですが、最初の答申（案）では、「配偶者等からの暴力の防止」とさせていただいておりました。しかしその後続く文章でデートDVが併記されていることに違和感があるのご指摘がございました。そこで内閣府が毎年発表している「男女間における暴力に関する調査報告書」があるのですが、「男女間における暴力」で配偶者からの暴力、デートDVの調査も対象になっていることから、「男女間における暴力」を引用させていただき、配偶者暴力とデートDVの文言をまとめさせていただきました。

次に第一段落の3行目から5行目にかけて、アクティブ・バイスタンダーについての内容となっています。アクティブ・バイスタンダーについて、※を入れて、用語の説明を入れて欲しいとのご意見をいただきましたので、説明を下に入れさせていただきました。実際の報告書では用語の説明を入れる位置等、体裁が変わる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

また、4行目で、被害者でも加害者でもない「第三者」とあります。最初の答申案では「傍観者」と記載していましたが、「第三者」に変更し、より平易な表現になるようにしました。

次に第三段落、「配慮が必要な人への支援」についてです。前回の審議会で、弱い立場の方は情報に対して非常にアクセスしづらい状況にあると思われるので、より踏み込んだ工夫をして欲しいとのご意見をいただきましたので、必要な情報を必要とする人がきちんと取得できるようにとの内容を盛り込みました。また、「アウトリーチ」の文言を削除し、より平易な文章としました。

それ以外では、軽微な文言の修正等をさせていただきました。

事務局からは以上です。

副会長：ありがとうございます。

目標2は、「互いの人権を尊重できる環境づくり」についてというタイトルでございます。

この間の配偶者というところで、男性からが圧倒的に多いものの、男性の被害者も多いという部分がこの目標2の中で話題にあがりました。今、事務局からの説明でもあったように、男女間における暴力の防止っていうのが意図するのかもしれないです。皆さんご意見賜ればと思います。よろしくお願いします。

男性の相談窓口みたいなのは今回初めてだと思うんですけど。たまたま一昨日は国際男性デーだと、そういう記事が出ておりました。やっぱり被害者だって信じてくれないっていう問題があるとのことで、新聞の一面に出てましたよね。知りませんでしたけど。

委員：5人に1人ぐらいが実は経験しているとか、びっくりする数字が。前回、委員が言ったことだと。

副会長：本当にそうなんだなっていうのは改めて思いました。

委員：結構、厳しい内容でしたね。

副会長：本当にこんなことあるのかと思いましたがけれど。

委員：包丁を投げられたり。

副会長：ちょっとなかなかね。身近ではないことだったので、わからなかったんです。

ここが今回1つ目玉かなという気がします。あとは性の多様性のところですね。確かに前回、ここの答申の内容が無いねっていう話をしました。やっぱり圧倒的に女性が被害者になるケースが多いので、ここら辺は配慮した形で入れてはいただいていると思います。

あとはやっぱり教育だよねっていうことが大前提の動きと、最後に市の職員の啓蒙というところ、締めていただく流れかなと思いますが、足りないところ、ちょっと言い過ぎじゃないかとか、いろいろご意見ありますでしょうか。

委員：ちょっとニュアンス的なところなんですけれども。3段落目の配慮が必要な人への支援のところ、最後に周知をしてくださいってあるんですけれども、この制度、利用できる可能性がある人に情報を漏れなく行き渡るようになっていうのはやっぱり工夫が必要で、頑張ればいいっていうわけではなくて、やっぱりやり方を考えないといけないと思うので周知方法を工夫してくださいとか、検討してくださいとか、なんかそういう言い方がいいのかなと思いました。

副会長：はい、ありがとうございます。これは欠席されている委員がご意見言われるかもしれませんが、それに期待をして、次回に。

委員が言ってらっしゃることは大体網羅されてるような気がするんですけど。

「目標3 男女共同参画社会実現に向けた推進体制の整備・充実」について

副会長：次に、目標3「男女共同参画社会実現に向けた推進体制の整備・充実」につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局：それでは資料1の4ページを御覧ください。第一段落の「教育の場における男女共同参画の推進について」です。

前回の審議会でこの第一段落の書きぶりが重たくなってしまっていたため、書きぶりを軽くさせていただきました。

また、標準服の自由化の推進についても評価したいとのご意見をいただきましたので、この内容を盛り込みました。

次に第二段落についてです。キャリア・パスポートについて文章の冒頭に説明を入れさせていただきました。

またアンコンシャス・バイアスの後にカッコ書きで、説明を入れて欲しいとのご意見をいただきましたので、「無意識の思い込み」と説明を入れさせていただきました。

最後、第三段落、審議会等の男女比率についてです。最初の答申（案）では、女性委員の比率について目標値40%が入っていなかったため、盛り込んで欲しいとの御意見をいただきましたので、説明を入れました。

それ以外では、軽微な文言の修正等をさせていただきました。

なお、今回、ご要望をいただきました、資料3「審議会等の女性委員の比率についての過去5年間の答申内容」を配布させていただきました。この資料をご参考にしていただき、答申の内容についてご審議をお願いいたします。

事務局からは以上です。

副会長：ありがとうございます。

それでは、目標3、推進体制の整備・充実についてという目標でございます。

いかがでございましょうか。

委員：細かい点なんですけれども、1段落目の最後の下から2行目の言い方ですかね。

教職員が人権について取り組むっていう表現の人権について、人権尊重でどうですかね。

人権について取り組むってどういうことなのかなって、ちょっと思いまして。

副会長：ここは何か意味ありますか。

事務局：確かにおっしゃる通りですね。人権だけだと言葉が足りていないですね。

委員：今、「尊重」って申し上げましたけど、他にも適した言葉があるかもしれないので、補っていただけると。

事務局：承知しました。

委員：確か前回、教職員の人権も大事だよっていうそういうお話でしたよね。

やることばかりがどんどん増えてきて、子どもたちの人権を尊重するために、やっぱり自分達の人権が尊重される環境にいることが大事だよみたいなニュアンスだった気がします。

確かこれだとさらに取り組みみたいになってしまっているからというお話だったかと。

どちらかという、頑張れっていうよりも、頑張るためにも自分がまず大事にされるような環境みたいなことを伝えたかったのかなと思って。

さらに頑張れになっちゃってるかもって。

事務局：確か前回、頑張れ頑張れではなくてっていう、教職員の体制整備っていうところを意識して書いてみて、人権に取り組むくらいの余裕があるような体制を作ってねって意味合いにちょっとしてみたんですけれど。

ただ、確かにそこを知らないとまた頑張れになっちゃって、確かにそんな気がいたしました。

副会長：職員に対する施策としてってというのが、まだ重たいですよ。

委員：でも、児童生徒のためってというのが入っているってというのは、皆さんの思いがあってなんですかね。

児童生徒のためってというのが、先生の人権が尊重されていれば、それが児童生徒のためにもなるんだよってニュアンスなのかなって思ったんですけど、そういう意図で児童生徒のためってというのが入ってくる。

副会長：そうですね。そう取り組めるように、あまりにも今先生たちが忙しい、大変。やることがいっぱいみたいな中では、そもそもできないよねと。ぱっと浮かばないので、すいませんが、ここは1つポイントとして。ご意見賜れば。

あとは、キャリア・パスポートは、小さい頃から必要だよっていう、今日の新聞やネットとかも、相変わらず、男性は仕事、女性は家庭みたいな意識が、男性が3割、でも女性の方が

高いんですね。7%位女性の方が高いみたいなのが出てきているというのがありましたけど。

委員：最後の段落のところなんですけど、これ、ごめんなさい、意見として伝えきれていなかったと思うんですが、「会議の開催に際しては」っていうところで、今、女性委員にフォーカスが当たっていると思うんですけど、これ、流れとしては、「女性委員の」って入れてあげたいので違和感ないんですけども、この後に一時保育の導入等って、これ、女性が育児をするっていう、そのアンコンシャス・バイアスをなくせて言ってるのに、ここにもう1回出てきちゃったような気がして。

なので、「委員が」っていうふうに、敢えて「女性委員」がとしないほうがいいのかなと思いました。実際、男性で、こうやって参加している方もいらっしゃるの。

副会長：そう、いっぱいいらっしゃるの。でも、そうすると非常にぼやけちゃうんですね。

委員：そうなんです。働く世代と言うと、ちょっと違うのかなって。

副会長：悩ましいところですね。

委員：様々なバックグラウンドの人が参加しやすいよう、そんな感じの言葉が頭にくっついてるといいのかなって、女性じゃなくて。

副会長：ここはあえて女性って言わないとっていうところはあるとは思いますが、方針としては確かに難しいですね。

委員：近いところに書いてあるからちょっと気になるのかもしれませんが。

副会長：ありがとうございます。前段の部分はよろしゅうございますか。先ほどのところをもうちょっと工夫いただいて、教職員の方が前向きにこう取り組めるようなみたいな、忙しくて出来てないでしょとは言えないので。

委員：標準服は必ずしも評価されされているんですか。その時に自分のこどもが四中生でしたけど、周りの親はほぼ反対でした。でも、学校でやったアンケートは6割7割は肯定的な意見とか、そのアンケートを見せてくれて言ったんだけど、見せてくれなかったんですね。その時の校長が多分やりたかっただけじゃないかと思ったんですけど。

だから周りは本当にもうみんな、やりたくないっていうか、やっぱり普通の制服があったほうがいいって言ったんですけどね。これが評価されてるのかって。

女の子でもズボンでいいですよって、選び方で自由って言うことであればいいんでしょうけど。うちのこどもはジャージで運動、体育やって、食事をそのまま汚いジャージで食べてました。ずっとジャージでした。だからここで評価されているのがわからないです。

委員：私は親として対応していないので、外野からいいねって思ったんですけど。

今、言われてそうなのって思ったんですけど。

委員：やっぱり制服があったほうがいいと。

委員：制服、標準服っていうのは着ても着なくていいんですか。

委員：もちろんそうです。とにかく自由なんです。

委員：かえってすごい難しいですね。

委員：だから、固い頭なのかもしれないですけど、今の若い人は違うかもしれないですけど、やっぱり制服で統一されたほうがいいんじゃないかと。もちろん多少の規約はあるんでしょうけど。

女の子で派手な服着たり、じゃあ、卒業式で私服で出席していいのかということに対して、先生方は自由だけど、卒業式に合った服を着ろと言ってたらしい。

委員：好きなものを選んでよっていう、勝手に想像していました。

委員：別に購入してもしなくても、全体で一応標準服っていうものはあります。

副会長：そういう意味では多分理解をしているとは思えないので、標準服というのは一応ある。

なんか決まった制服みたいなものはある。

事務局：そういう認識でした。標準服自由化としているのは、いわゆる制服じゃなくて、いわゆる女性のズボンの選択化っていうような。

副会長：これはもう全く男女一緒なんですか。例えば、男の子は学ラン、女の子はセーラー服みたいな。

事務局：そういうものではなくて、本当に男性と女性と同じようなブレザーになって。

副会長：ブレザーのパンツスタイル。それを標準化というふうに。

事務局：はい。私もそうやって捉えていたので、そこに私服が入っているっていう認識は、ちょっとなかったですね。ちょっとそこはもう1回確認します。

副会長：学ランがあつて、セーラー服があつて、もう1つあつて、どれでもいいよみたいな、そういうのもあるのかなっていう気もするし。

委員：基本的に自由です。私服がOKなんで。

副会長：小学校って大体私服ですよ。

委員：小学校は私服ですね。だから、その流れで来てるっていう考えであれば。

副会長：ちょっとそこは確認しないとね。

事務局：標準服って中に私服が入っているのか、標準服OK、私服もOKっていう、その別々の括りの大枠の中で全てがOKってなっているのか、もう1回整理をさせていただいて、そこも踏まえてちょっと方針の案を。

事務局：はい。ちゃんとそこは評価されているのかどうか。

委員：このどの文脈でこうなったのか、ジェンダー・バイアスっていうか、そういったジェンダーの流れでこれが評価されてるのかって、どういう文脈でこれが出てきたのかなって思ったりもしたんですけど。

委員：現場の捉え方は、やっぱり常に女の子だったらこれ、男の子だったらこれっていうのが撤廃されたっていう部分に関しては、やっぱり評価していいのかなと。

委員：そういう言い方です。

副会長：ここはそうですね。そのことは多分共通的にみんな評価してるんじゃないですかね。

だから、ここで標準服の自由化とかになるとなんだろうっていう話になるかもしれないので、ちょっとそこ、もう1回整理しましょう。はい、お願いします。審議会の前ぐらいまでは大体よろしいですかね。

委員：これ、本当に些細な文言整理なんですけれども、アンコンシャス・バイアスの前なんですけれども、「価値観について話し合う場を設けるなど」で切って、「して、」っていうのはいらなかなと思ったんですけれども。

副会長：よろしいですかね。ありがとうございます。それで、最後のパートが、審議会の部分になり

まして、40%ってあったよねっていうのは改めて入れていただいて、あと、後段はこんな感じでまとめていただいて。で、これまで5年分何を言ってきたかというところでございます。

令和4年度の年次報告は反映はされていない、実績の評価でございますので、その前までがどう評価されていたのか、具体的なところで、令和3年度だけで見ていただくと、各審議会ごとに具体的な体制、時期と方策を定め、早期に達成してください。その前は達成してくださいという言い方をしております。今の案は30.6%に上昇はしていますが、少ない審議会に対して踏み込んだ対応をしてください。

まあ、ほとんどだと思えますけれども、私、ここの審議会ももう4年目になるんで、ここだけはということ saying いただいたのは、具体的な達成時期と方策を決めてくださいっていう言い方をしたりとか、あと、去年は皆さんも一緒に提案したけど進んでませんよねと。

難しいことは理解するけれども、それを乗り越えてやってくださいと。で、皆さんのご意見があったと思いますけど、やっぱり工夫してくださいとか、参加意識を高めてくださいって言い方をしたと思います。なので、随分言ってると思いますので、令和5年度の実績の時にはこれが出てくるはず。ここをどうしておくか。

あとは、前回の実績の資料でいろいろ事務局から聞いていただいた回答が、できませんとか、できるとか、頑張りますっていうところと、無理なんだよっていうところと、スタンスが大体わかってきたのと、それに対してどういうふうに委員として言っていくかということを審議会として。

委員：昔ってクォーター制とかの議論であったんですか。

副会長：それは市として。

委員：いや、この答申の中でクォーター制を入れるとか。なかったでしたっけ。

副会長：私が委員になってから、この3年ぐらいはさすがにそこまでは。

委員：東京都は確か40%でクォーター制を入れてると思うんですよね。だから、もう厳しくやるんだったら、クォーター制のことを検討するとか、あとはさらに踏み込んだ対応っていうことで、例えば達成していない会議についてはホームページとかで公表するとか。

それをやったら多分自分たちのホームページなんでできると思うんですよね。それぐらい踏み込んだことを具体的に書いてもいいのかなと思いました。

委員：そもそも参加しやすくなるような実施方法の工夫については、今回触れたのはちょっと新しいのかなと思ったんですけど、そもそもいただいていた資料で、なぜ実施できないのか、達成できないのかっていうのが、充て職の話がすごく多かったなと思ってまして。

とはいえ、〇〇長で組織されると、どうしても男性が多くなるっていうのがあって、必ずしも長じゃないといけないのかって、なんかその責任問題はあると思うんですけど、その方が指名するものとか、要は組織を代表して来てくれればいいわけですから、発言権とその責任がある方で。

この過去のを見ると、例えばですけど、委員選出、令和2年度とか、委員選出に対する柔軟な考え方なのか、そもそも充て職もずっと言ってますけどね。

副会長：そうですね。

委員：そうなんですよ。

副会長：充て職の見直しをしたりとかできていないところがあるよねとか。あと、それをまさに見直そうっていう。

委員：ここを取っちゃうと、またなんかできませんって、こういう理由で出来ませんが、堂々巡りしそうなので、なんか、その参加方法もそうなんですけれども、そもそも女性を積極的に入れるのが、クォーター制だったりとか、もう無理くり入れていくんだっていうぐらいまで踏み込むのか、役割を見直していくのかみたいな、そういったニュアンスは、入れ続けたほうがいいのかっていう。

委員：長が女性になればいいんですよね。

委員：この目標1とかで達成してくると増えてくるっていうところで、私も社労士会で指名されてきているんですけど、多分女性社労士にしてるっていうのがあると思うんですけど、そういうのできるころはいいですけどね、長になっちゃうと難しいっていうのは、本当に長でなければいけないのかなと思います。全然代理の人が入ってると思うんですけど。

副会長：それは前回委員が、いや、結局できるんだよみたいなことおっしゃってたので、結局その委員会や審議会の長なのかどなたかわかりませんが、やる気だけだと僕は思っているんですけど、みんな多分思ってるっしょ。

委員：長と一緒に女性を連れてくればいいわけですよね、例えばですけど。

委員：複数名で来てくださっていう場合だったらいいですけど、1人だけってなった場合になると。どこら辺まで踏み込んで、それこそ本気になっていただくかっていう、その強制力みたいなところで、さっき委員がおっしゃったように。

委員：そうですね、ずっとこれだけ年次報告書で言ってるけど、むしろ下がってる時があるっていうふうに考えると、踏み込んだ発言できるのって、ここの審議会なのかなって。踏み込んだ発言をしてもいいのかなと思って。

委員：強く言って、ちょっとやらざるを得ない空気感とか。でも、最終的にそこの当事者というか各審議会の方や職員の方が決められるのではあるんですけども、こういう意見もありますよっていうふうに圧力をかけて、そういう空気感にするっていう考え方もあるのかもしれない。

副会長：僕の意見のほうがよっぽどマイルドだなと思って、皆さんさすがだなと思って、頼もしいんですけど。

会長：市長に答申をお渡しする時に、こちらの課のほうから、各審議会等に、審議会等の女性委員を増やしてくださいっていうくら言っても、なかなかすぐに増えないので、ぜひ市長からトップダウンで言っていただかないと、なかなかこういったことは進まないの、ぜひトップダウンでやってくださいっていうお話を実はさせていただいたんです。で、市長もそうですねっていうようなお話はされていたんですけども、やはりそれでも、それぞれの審議会の目的もあるので、その目的の達成のためには、なかなかきつと適切な女性の委員が見つからないのだろうとは思いますが。

もちろん、もっともっと発掘すればきつといるのかもしれないんですけども。

だから、やっぱり私たちの審議会はもう言い続けるしかないですね。とにかく言い続けて言い続けて、もう20年も言ってるんですよっていう位、もう言い続けるしかないのかなと。

あとは、女性がエンパワーメントしているんなところでトップになっているという。もっと

力をつけるということですかね。

でも、ひたすら、少々強い思いになっても言い続けていくしかないのかなというのがあります。

委員：根本的に女性が管理職になりやすいっていうんですかね、そういうふうな体制を取らないと、妻は管理職になっても給料はそんなに上がらないし、責任だけ重くなるから、だからやりたくないですと。そういうのを変えないと、多分そこからじゃないですかね。

副会長：今は多分、女性だけじゃなくて、若い男の子も管理職になりたくない子がいっぱいいます。

委員：そうですね、やっぱり。

副会長：会長がまさに答申の時にそうも言っていただいて、言い続けるしかないってことだと思うんですけど、もうちょっと踏み込みますか。

もうこれは、私としてはもう遅々として進んでいませんってはっきり言ったほうがいいのかなと思って。もう5年経っているんで、この間私お示ししましたけど、0.何%しか増えていないんで。

あと、私たちが申し上げたいのは、別に来年達成せよって言うわけじゃなくて、それぞれ改選時期もあるし、計画的にわかってるんだから、例えば、もううちは10年後なんだ、あるいは今だと5年後なんだって言うんだったら、それをちゃんと道を付けて、そのためには、じゃあこの人に頼むようにしようとか、それを作ってくださいって言うだけなので。今できないってことを聞きたいわけじゃなくて、すぐできるところは、あるいは来年改選期だったらもうやっちゃいましょうって結構前向きなところもあったと思うので。

そういうのをちゃんと作ってやらないと、このまま行くと、10年の今回の計画が終わった時に、結局ダメだったねって言うておしまいになりますよね。で、その頃の人たちって、もう今やってきた人はもういなくなっているからって言うだけなので、そこを作ってほしいって言うところなんですけど。

委員がおっしゃるように、クウォーター制度のように女性委員を無理くり入れるぐらいの覚悟を決めろということなんですけど、事務局、困りますか、こういうことを言うと。急に歯切れが悪くなって、申し訳ない。充て職って全員充て職なのかとかね、僕たちわからないわけですよ。確かに、警察署長じゃなきゃいけません、消防署長でないといけませんって言うんだったらそうだけど、他の委員ってどうなんですとか、もし私でいいなら、具体的に全部調査をしてこの人どうなのってやっていけばいいんですけど、そこまでなかなか踏み込めないみたいだからというところがありますよね。今、警察庁のね、副長官なんて女性ですしね。あんな男世界にね。

というのがあって、皆さんのほうが多分私よりももっと進んでらっしゃる気がして、逆に私たちが言わないと事務局も動けないところもあるので、作りましょうか。

委員：各部署の長が来てくださいみたいな感じで言われるわけですよね。

事務局：はい、そうですね。なんとなく、お役所って、なんとか補佐とかなんとか代理とかがすごいいっぱいいるイメージなんですけれど、そうでもないですか。

事務局：今はほとんどいないですね。うちとかも係長すらいなくなっちゃうようなところだったりするので、やはり委員がおっしゃるみたいに、なりたい方も少なくなっているっていうのは現状

かなと思います。特に女性は、女性特有のライフイベントっていうんですかね、そういうのがあるので、そのタイミングで忙しい、ある程度何年かした時に係長になったりすると思うんですけど、そういう時にやっぱりそういったライフイベントが起こることが多かったりすると、なかなかお仕事を休むっていうのが、長がついてくると休みづらくなってきてしまうっていうのはあるのかなっていうことはありますので。そうすると、やっぱり少なくなっちゃう。で、いわゆる所属の別の例えば審議会を持っていると、審議会のその目的っていうんですかね、その審議会を作った条例ないし計画ないし、それを達成するために必要な人材ってなった時に、そこが最終目的であるので、そこに逆に男性とか女性とかっていうところでは考えてなくて、目的を達成するためにその関係機関の責任のある人が欲しいっていうことにはなるので、そのずれが、やっぱり私どものやりたいことと、その各課の審議会の目標のベクトルが違う方向に向いちゃってるっていうのはありますので、そこがやりづらいところかなっていうふうに思います。

副会長：まさにそういう実情が。それを理解しながら私たちはどう答申するのかなんで。

委員：補佐とか代理とかがいるなら、充て職をそこまで広げてもいいんじゃないかなと思ったんですけど。

会長：広げているところもたくさんあって、例えば金融機関のほうから代表で来て欲しいなっていうと、支店長じゃなくて副支店長が来るのが結構あるんですけど、副支店長もだいたい男性なんです。

副会長：確かにその審議会はその目的のために最適な人を選ぶっていうのが1番なので、それはそれで理解するんです。

その前提となる社会を男女共同の社会にしようねっていう、その前提のところなんで、そこはやっぱり言い続けるしかない。しかも40%って別にまだ半分じゃないじゃない。男のほうが多いんだっていう、そこなんです。だから、これ法律でって言った瞬間に動く人もいるかもしれませんがね。それに対して逆差別だというご意見は当然あるんですけども、でもね、この千年も逆差別をし続けてきたわけだから、男はっていう気はしますが、ここは尽きないところなので、ちょっとここの言い方とかは私も考えて、逆に事務局が少しでも動けるような感じだと思いますので。言い続けなきゃいけないというのは会長含め皆さんご意見としては合ってるのかなと思います。時間もかなり経ってしまいましたが。審議会のところは、これも踏まえてご意見賜ればと思います。

全体として目標1がいつも1番ヘビーなところなので、かなり細かいことも含めてですが、事務局もなにかありますか。

とりあえず大丈夫そうですか。

事務局：またご意見がありましたら、メール等お電話でも構いませんので、今月中にいただければと思います。また、次回の審議会の前に開催通知と一緒に改めて修正したものを送付します。

副会長：あとは、目標2のところは最後チェックが入るんじゃないかと思うんで、よく聞いていただけますか。ご確認いただいたほうがいいかもしれません。以上で議論できたかと思います。細かい部分まですいません。今回は1番大変なところだと思いますが、次回は今日いただいた意見をもう少しブラッシュアップしていただいて、ほぼ最終案という形で出したいというところ

でございます。

それでは、事務局の方からお願いします。

事務局：今回の意見を踏まえて、また新たなご意見がありましたら、メールでもお電話でも構いませんので、今月中にいただければと思います。また、それを踏まえて最終施案を開催通知と一緒に送らせていただきます。次回の審議会の日ですけど、12月19日木曜日19時からまたこちらの場所になりますので、よろしくをお願いします。

事務局からは以上になります。

副会長：それでは、今回は年末までぎりぎりとなりますが、何とかみなさまご都合つけていただきまして、12月19日ほぼ最終の会になりますので、お願いします。特に何かなければ、これで終了とさせていただきます。

これもちまして、第9回男女共同推進審議会を終了いたします。みなさんどうもお疲れ様でした。

全 員：お疲れ様でした。ありがとうございました。

— 終了 —